

江戸時代の農業水利の実態

Irrigation-system in the Edo Era

松本 精一

MATSUMOTO Seichi

1. はじめに

現在、八ヶ岳南麓台地の村山六ヶ村堰では、4月中旬に川俣川の取水口に用水関係6ヶ村の特別長、土地改良区理事(村役人)が集まり、用水の取り入れを行い、今年の用水安全を祈願する水神祭を行うのが恒例となっている。これよりさきに「堰浚い」と呼ぶ分水を受け入れる用水路の整備を、事前に各口ごとに村々が浚・補修工事を終えている。

「村明細帳」には、現在に繋がる具体的な用水管理の実態が記述されている。以下に特徴ある村々の用水管理の実態を整理・分析する。

2. 用水組合村

「村明細帳」にみる水田用水は、村落共同体としての村内で完結している場合が多いが、用水の利用・管理等を地域的結合としての組合村でも管理されていた。

八ヶ岳南麓台地では、村山六ヶ村堰が堤村、村山北割村、東割村、西割村、蔵原村、小池村の6村(高根町)、三ヶ村堰が長坂上条村、下条村、渋沢村の3村(長坂町)、箕輪堰が箕輪村、箕輪新町村の2村(高根町)、西沢堰が上黒沢村、下黒沢村の2村(高根町)の組合村で用水管理を行っている。

- ・御普請の儀は年々御見分の上御扶持被下置候に付小前へ割渡し家別に人足願出て堀浚水引通(蔵原村)
- ・旱水の時分は御公儀様へ奉願上御書付申請組合村へ相廻し水昼夜引来り
- ・殊に旱水の時は水分け東出迄夜水引に参水引来り
- ・井堰諸割合の儀 上黒沢田方式拾町歩下黒沢村田方三拾町歩人足御扶持米木数五分の

二上五分の三下と諸色割合仕来り(黒沢村)

3. 普請(自普請、御普請)

(1) 普請の対象となった用水

江戸時代、用水路を開削するに当たり、事業費を受益村が負担して行う工事を自普請といい、事業費を規定に基づいて領主が負担する工事を御普請といている。また、用水路の補修工事についても同様に自普請と御普請があった。この御普請には、毎年定期的に春または秋に水路を点検して補修する定式御普請と、台風などの出水により破損した個所を補修する急破御普請とがあった。急破御普請は自普請村も対象になり、被害の状況により査定され採用された。

八ヶ岳南麓台地では、用水路の開削、溜池の築造とその維持補修工事は自普請が基本となっていた。このため、村明細帳には、御普請を記載する村をみることができる。御普請の用水は、村山六ヶ村堰、箕輪堰、西沢堰の3用水であった。

- ・川俣井堰組合六ヶ村御普請所 是は右六ヶ村組合にて往古より御公儀様より御扶持米被下置御普請仕来り申候 尤井堰人足の儀は六ヶ村にて割合春普請仕来申(村山六ヶ村堰、村山西割村)
- ・用水路御普請の義は一躰自普請村方候得共、前々より箕輪村と当村組合にて年々定式御普請所にて百石五拾人水掛引、残の人足御扶持米其外御入用品々被下置来、(箕輪堰、箕輪新町村)
- ・定式井堰御普請所にて御扶持米並難所百八拾間余の処、甲蓋木年々春彼岸過御見分の上、上下黒沢両村御林にて前々より被仰付末木枝葉共に被下置(西沢堰、上黒沢村)

(財)建設物価調査会 (Construction Research Institute)

キーワード 村明細帳、水土文化、用水組合村、御普請、自普請、水年貢

上黒沢村明細帳にみえるように、公費支給の認定を得るため、毎年春の彼岸が過ぎると支配役入が出張し村役入とともに村から 3 里 (12km) ほど八ヶ岳の西沢に登り、取水場をはじめ山腹を付け回す水路の補修見積りの査定を受ける。村ではそれ以前に下見調査をしておき工事見積書を作成しておいた。特に 180 間余 (320m) の崩れ地の難所には甲蓋をして水路を保護する工法が用いられて、工事人足扶持米や甲蓋材料の支給確定を受けて堰凌いに取りかかった。

一方、自普請の村々にも災害等による災害復旧としての急破御普請の記述がみえる。

- ・溜井凌御人足御扶持米賃銭共に被下置御普請仕 (五町田村)
- ・当村之内 水口堰 壺ヶ所 是ハ深沢より上堰ニ而道法三丁御座候、ほか人足之儀式拾八人ニ而自普請ニ仕候、但水損御座候節ハ人足御扶持米被下 (日野村)

(2) 御普請の負担内容

補修工事を行う際に、領主が負担した具体的な内容は、「人足御扶持米被下候」「樋木は下黒沢村御林にて都合七本末木共に被下置申候」とあるように、人足賃に当たる扶持米の支給と工事資材である木材の支給であった。人足扶持米は、1 日 1 人 5 合当の公費賄い。材木は公儀の林 (上下黒沢村、日野村) からの切り出しを許可した。

ちなみに、五町田村 (高根町) の宝暦 13 年 (1763) 2 月 20 日の溜井御普請帳には、2,736 人の人足数、杭数が書かれている。

一溜井壺ヶ所 長五拾七間 横式拾四間
平均 六(尺)百八拾坪 但し三尺凌
此人足 式千七百三拾六人
土手しがらみ竹 長四拾間

くい 百六拾本 八寸廻り

人足扶持米を 1 人 1 日 5 合とした場合、1,368 升 = 13.7 石、1 石 = 2.5 俵とすると、34 俵が支給された計算になる。五町田村の溜池の底凌いに扶持米が支給されたことで、地元負担も大きく減少したものと考えられる。

4. 水年貢

三ヶ村堰では、下流の受益村が上流の水源地に対して、米や酒を水年貢として納めてい

る姿をみることができる。

- ・谷戸村西沢水、長坂上条村同下条村渋沢村 この三ヶ村にて割合七斗式升つゝ年々谷戸村八右衛門太郎右衛門方へ相渡し (長坂上条村)
- ・小荒間村井水三分一、女取、長坂上条村同下条村渋沢村この三ヶ村田水用水に引来り申候、水年貢として酒壺俵つゝ小荒間村へ年々長坂下条村より右三ヶ村割合にて出し (長坂上条村)

「水年貢」という聞き慣れない言葉であるが、田の年貢と同じように湧水 (西沢水、三分一、女取) 利用者が湧水口の管理者に年貢を納めていた。

5. 維持管理の人夫

三ヶ村堰では、用水を上流村である小荒間村、大井ヶ森村の中を 2 里 (約 8km) 導水することから、盗水対策に水番を出していた。

- ・人足百式拾人程 長坂上条村より出し申候、是ハ右三筋之水番三月より七月迄一日ニ式人つゝ (略) 三村にて式百四五拾人つゝ出し申候、年寄水番多少ニ (長坂上条村)
 - ・初六表ツゝ、是ハ谷戸村横せき、小荒間村三分一水同女取水、常番人日まいニ (略) 三ヶ村高割合にて年々出し (長坂上条村)
- 三ヶ堰の管理に必要な人足及び水源の常番人に対する日当 (米支給) は、3 ヶ村の高割合 (石高割又は面積割) で負担していた。

塚川村では、大堰という村内を貫流する地域用水路の管理を人足 200 人で行っていた。

- ・大堰 是ハ村中田水用水樋水 (略) 西川水夏秋村分ニ而上ヶ申候、年々人足式百人程ツゝ出し自普請ニ仕儀 (塚川村)

6. おわりに

村明細帳からみる用水管理は、大規模な用水堰では、幕府からの管理費用の助成で工事等が行われ、災害復旧に対しても助成があった状況を知ることができた。また、数ヶ村が組合村を構成して、面積割等で人足を出し、人足賃としての水年貢を負担していた様子を知ることができた。